

各学校（園）長 様

熊本市教育長 遠藤 洋路

臨時休業等の取扱いの見直しについて（通知）

新型コロナウイルス感染症に関しては、現在、熊本市のリスクレベルは「レベル5 厳戒警報」であり、文部科学省からも改めて感染症対策の徹底について通知がなされたところです。

このことを踏まえ、これまで令和2年（2020年）8月27日付け教政発第298号にて通知していた「3. 学校保健安全法第20条による臨時休業（学校の全部または一部）の措置とするもの。」及び「4. 臨時休業（学校の全部または一部）の期間」の取扱いについては、下記のとおり見直しましたので改めて通知します。

各学校（園）長におかれては、遺漏なきようご対応願います。

記

幼児・児童・生徒及び教職員（児童育成クラブ支援員を含む。）に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合における、学校（園）の対応は次のとおりとする。

- 1 感染者が判明した当日は、原則として、十分な感染防止対策を講じたうえで学校教育活動を継続することとする。
- 2 保健所による学校関係者への接触状況の調査について
 - (1) 調査結果が調査の当日に判明した場合
 - ① 濃厚接触者または検査を受検する接触者がいない場合は、翌日以降も学校教育活動を継続する。
 - ② 濃厚接触者または検査を受検する接触者がいる場合は、翌日以降、検査対象者の行動範囲（「学級、部活動、児童育成クラブ及び登校班等をいう」以下同じ。）を閉鎖する。
 - (2) 調査結果が調査の当日に判明しなかった場合
 - ① 翌日以降、感染者の主たる行動範囲を閉鎖し、その後の調査結果で、濃厚接触者または検査を受検する接触者がいない場合は、閉鎖を解除する。
 - ② 調査結果で、濃厚接触者または検査を受検する接触者がいる場合は、翌々日以降、調査結果に応じて、検査対象者の行動範囲を閉鎖する。
 - ③ 感染者が教職員（児童育成クラブ支援員を含む。）の場合は、学校（園）の全部を休業とする。

3 保健所による学校関係者の濃厚接触者または接触者のPCR検査の実施について

(1) PCR検査の結果、新たな感染者が判明した場合

- ① 保健所の見解を踏まえ、改めて閉鎖の範囲を決定する。

(2) PCR検査の結果、全員が陰性であった場合

- ① 閉鎖を解除し、検査結果判明の翌日から全ての学校教育活動を再開する。

問い合わせ

- ・臨時休業に関すること

健康教育課 328-2728

- ・児童育成クラブに関すること

青少年教育課 328-2277

- ・その他

教育政策課 328-2704